

保護者の皆様へ

江東区立東陽中学校
校長 関根 淳之

出席停止の取り扱いについて

学校保健安全法施行規則により、下記の「学校において予防すべき感染症」については、出席停止期間が定められており、感染拡大を防ぐため、他の生徒にうつる恐れのある間は、登校できないことになっています。出席停止期間は欠席になりません。

医師の指示により、他へ感染させる恐れがなくなり、登校許可が出ましたら、切り取り以下の「学校感染症による欠席届」に保護者が記入し、学級担任に提出してください。

	学校において予防すべき感染症	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、痘そう、クリミア・コンゴ出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、コレラ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ等	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶたになる）するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
第三種	コレラ・細菌性赤痢・腸管出血性大腸菌感染症・腸チフス・パラチフス・流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。なお、「その他の感染症」は学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合、感染拡大を防ぐために必要があるときに限り、校長が学校医の意見を聞き、緊急的に措置をとることができるもので、あらかじめ特定の疾患を定めていない。

----- 切り取り -----

令和 年 月 日

学校感染症による欠席届（保護者記入）

江東区立東陽中学校長殿

下記の感染症のため欠席させていましたが、登校許可がおりましたのでご連絡します。

疾病名		インフルエンザの場合	A型	B型
診断を受けた日	月 日	欠席期間	月 日～	月 日
医療機関名		医療機関電話番号		
年 組	生徒氏名	保護者氏名	印	